

平成 29 年度 京都市固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
課税支援システムの再構築業務に係る仕様説明書

京都市 行財政局 税務部 資産税課

1 本説明書の位置付け

この説明書は、京都市（以下「甲」という。）が発注する「平成 29 年度 京都市固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税支援システムの再構築業務」の委託及び次年度以後に委託を予定する開発業務等（以下、これらを併せて「本業務委託」という。）に関し、そのシステムとして最低限満たすべき機能等の要件を示すものであり、本業務委託に係る仕様書 2（3）に掲げる仕様説明書に当たるものである。

なお、本説明書においては、次のとおり電算システムを示すものとする。

- ・新システム・・・本業務委託により開発等を行い、導入するシステム
- ・現行システム・・・現在、甲において使用している土地及び家屋に係る固定資産税・都市計画税（以下「固定資産税等」という。）に係る課税支援システム等の総称
- ・税務システム・・・ホストコンピュータ（NEC 社製 ACOS-IV）において稼動しているシステム

2 新システムの利用条件

本業務委託の受託者（以下「乙」という。）が開発する新システムは、次の条件下において稼動し、支障なく利用できるものでなければならない。

(1) 利用場所

ア 京都市行財政局税務部資産税課

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566-1

井門明治安田生命ビル 5 階

イ 京都市行財政局市税事務所固定資産税室

〒604-8175

京都市中京区室町通御池南入円福寺町 337

ビル葆光（ほうこう）5 階、6 階、7 階、8 階

ウ 以下の区役所・支所内の税務センター及び京北出張所

北区役所	〒603-8511	京都市北区紫野東御所田町 33-1
上京区役所	〒602-8511	京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町 285
左京区役所	〒606-8511	京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町 7-2
中京区役所	〒604-8588	京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町 521
東山区役所	〒605-8511	京都市東山区清水五丁目 130-6
山科区役所	〒607-8511	京都市山科区榊辻池尻町 14-2
下京区役所	〒600-8588	京都市下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町 608-8
南区役所	〒601-8511	京都市南区西九条南田町 1-3
右京区役所	〒616-8511	京都市右京区太秦下刑部町 12
西京区役所	〒615-8522	京都市西京区上桂森下町 25-1
伏見区役所	〒612-8511	京都市伏見区鷹匠町 39-2
深草支所	〒612-0861	京都市伏見区深草向畑町 93-1
醍醐支所	〒601-1366	京都市伏見区醍醐大構町 28
洛西支所	〒610-1198	京都市西京区大原野東境谷町二丁目 1-2

京北出張所	〒601-0292	京都市右京区京北周山町上寺田 1-1
-------	-----------	--------------------

エ その他

導入時期までに組織の見直し等により利用場所の変更等が生じた場合はその場所

(2) 利用人数

ア 京都市行財政局税務部資産税課

16 人

イ 京都市行財政局市税事務所固定資産税室

142 人（土地担当（課長級等を含む。）：67 人，家屋担当：75 人）

ウ その他

(ア) 区役所・支所については，固定資産税等に係る担当職員が常駐していないが，臨時の説明窓口や現地調査時の拠点として利用するため，新システムを利用するものとする。

(イ) 上記の人数は平成 29 年度の特定の時期におけるものであり，導入時の人数とは異なる場合があることに留意すること。

(3) 利用時間

ア 通常の開庁日

午前 8 時から午後 5 時 30 分まで

イ 繁忙期における開庁日

午前 8 時から午後 8 時まで

ウ その他

原則としてのシステム利用時間は上述のとおりとするが，窓口説明等が同時間内に終了せず，やむを得ずシステムの稼働が必要となる場合や，緊急的に臨時で閉庁日において利用する可能性があることがあることに配慮し，バッチ処理等に影響を与えない範囲で可能な限り柔軟に対応できること。

(4) その他の件数等

ア 人口

1,471,737 人（除票となったものや，税単独で管理している宛名を除く。）

イ 行政区等

11 区

〔ただし，右京区（28）に京北出張所（40），西京区（30）に洛西支所（38），伏見区（32）に深草支所（34）及び醍醐支所（36）が存在し，それぞれの支所の管轄地域ごとに区コード（()内の値）を設定して管理している。〕

ウ 元学区数

222 学区

エ 町数

6,314 町

〔ただし，一つの行政区内に同名の町が複数存在し，町の特定には通り名により判断する必要があることに注意すること。〕

オ 課税筆数

664,121 筆（宅地：553,916 筆，宅地外：110,205 筆）

- カ 非課税筆数
181,293 筆
- キ 新規課税筆数
318 筆
- ク その他課税情報の異動筆数
21,639 筆
- ケ 土地に係る所有権移転等件数（登記済通知書）
50,511 件
- コ その他の土地に係る登記済通知書件数
10,240 件
- サ 課税家屋構数
550,782 構
- シ 課税家屋棟数
776,219 棟（木造：478,752 棟，非木造 297,467 棟）
※棟数のうち、区分所有家屋については、純粋な棟の数ではなく、1住戸を1棟として計上している。
- ス 非課税家屋棟数
12,094 棟
- セ 新規課税棟数
13,972 棟
- ソ その他課税情報の異動棟数
10,286 棟
- タ 家屋に係る所有権移転等件数（登記済通知書）
36,216 件
- チ その他の家屋に係る登記済通知書件数
12,555 件
- ツ その他
上記の件数は、平成 27 年度の実績に基づく数値等であり、年度により変動することに留意すること。

3 新システムの条件

(1) 京都市固定資産評価要綱（土地・家屋）等への準拠

新システムは、地方税法第 388 条第 1 項の規定による固定資産評価基準のほか、以下の関係規定等に基づいて評価し、適切に課税できるものでなければならない。

- ア 京都市固定資産評価要綱（土地・家屋）
- イ 京都市固定資産評価要領（土地・家屋）
- ウ 土地価格比準表
- エ 用途地区別調整格差率表
- オ 細街路等に係る建築制限等に基づく価格補正率表
- カ 通路等に係る土地利用規制に基づく価格補正率表

- キ 細街路等・通路等に係る調整格差率表
- ク 細街路等・通路等に係る調整係数
- ケ 京都市固定資産税等住宅用地認定基準
- コ その他地方税法等の関係法令，通達，通知など

(2) 税務システムとの連携

新システムは，現行システム及び税務システムに係る電算処理や事務運用等の実態を踏まえ，確実にデータ連携ができるものでなければならない。

(3) LGWAN の利用等

ア 新システムは，原則として LGWAN によりデータの通信を行い，乙により用意したデータセンターに設置されたサーバー等を利用すること。このため，新システムは，原則として LGWAN-ASP サービスとして登録されているアプリケーション等により動作すること。

イ 新システムが動作するサーバー環境等は乙が用意すること。ただし，サーバー等の設置や設定等の動作環境の構築やデータの取扱い等については，甲の情報セキュリティ対策基準に準拠するよう特に注意すること。

なお，甲の執務室や甲のデータセンターへのサーバーの物理的な新設については，その設置環境の構築や運用に要する費用の観点から，原則としてこれを認めない。

ウ サーバーを甲のデータセンターに設置して利用する必要が生じた場合は，甲のプライベートクラウド所管部局が管理する仮想化基盤から払い出す仮想サーバーを利用すること。その構築，環境設定等については，すべて甲の指示に従うこととし，これに掛かる費用については，乙の負担によるものとする。

エ 甲のデータセンターと乙が用意するデータセンターに設置するサーバー等を LGWAN 以外の回線で接続することは，原則として認められない。ただし，専用線を敷設し，これにより接続することは，今後，甲の情報セキュリティ対策基準等の取扱いに係る検討を踏まえ，安全性及び安定性と低コスト化が確保できると認められた場合は，乙はこれに対応すること。

4 バッチ処理及びシステムに係るメンテナンス処理

(1) バッチ処理

バッチ処理（バッチ処理に伴い生じるデータの送受信を含む。）は，2（3）のシステム利用時間に影響を生じさせぬよう，その処理を完了させなければならない。

なお，障害発生時等に再処理が可能となるよう設計し，運用しなければならない。

(2) メンテナンス処理

ハードウェアやソフトウェアに係るシステムファイルのアップデート，課税データの年度更新など，新システムを安全に，長期継続的に利用するために必要となるメンテナンス処理は，2（3）の利用時間に影響を生じさせぬよう完了させなければならない。ただし，そのメンテナンス処理の性質上，やむを得ず，処理や確認に要する時間が利用時間に影響を与える可能性がある場合は，事前に甲と乙が協議して決定するものとする。

(3) その他

上記の処理に係る作業については，原則として乙による実行又はタスクスケジューラー等によって自動実行する方法で行えるよう構築すること。また，障害発生時には直ちに甲に報告できる仕組

みを構築すること。

5 システム及びデータのバックアップ

データの消滅が許されないことを踏まえ、適切にバックアップを取得すること。

また、いかなる障害発生時においても速やかにシステムの復旧ができるよう、バックアップからの復元手順や必要な体制等を整えるほか、システムに係るファイルを含むバックアップを取得するなど、万全の対応を講じること。

なお、バックアップはデータを冗長化して障害発生時に備えるとともに、容量に配慮し、一定期間経過後は、甲の指示に従ってデータを削除すること。

6 処理速度

システム利用者が、標準的なスペックの情報機器を利用してストレスを感じることなく新システムを操作することができる程度の処理速度を確保すること。ただし、そのストレスは個人差があることに配慮し、各種データ検索時及びデータ更新時（エラーチェックを含む。）において原則として3秒以内に処理結果が画面表示される程度の処理速度を目安とすること。

7 既存ネットワークの利用

(1) 既存回線の利用

甲の各拠点間（資産税課（井門明治安田生命ビル）、市税事務所（ビル葆光）、各区役所及び支所等をいう。以下同じ。）における通信については、既に専用線が敷設済みであり、これを利用することとする。ただし、利用に際しては、甲のネットワーク所管部局等と事前に調整し、既存の他システムに影響を与えてはならない。

(2) LGWAN との接続

甲の各拠点間を接続する既存の専用線と新システムのサーバー等との通信に利用する LGWAN 等のネットワーク接続に当たっては、その設定作業について、甲と乙が協議して決定し、乙は甲の指示により設定を行うものとする。

(3) 通信障害等発生時の対応

乙は、甲又は乙の責めに関わらず、通信障害等が生じた場合、速やかに新システムへの影響調査や復旧対応等を行うこととするが、既存ネットワークにおける障害は、甲により調査を行い、対応するものとする。

なお、既存ネットワークにおける障害に起因した新システムの障害（データの破損等を含む。）が生じた場合においても、乙は速やかに障害に係る調査を行い、対応するものとする。

8 機能要件

(1) システムとしての機能

ア セキュリティ対策

(ア) ウイルス対策

- a 本業務委託において使用する機器には、甲が指定するセキュリティ対策ソフトを導入し、これを常に最新の状態にして運用すること。

- b セキュリティ対策ソフトの導入や、セキュリティパッチの更新のほか、OS 等のアップデート等については、これらが与える新システムへの影響を乙において検証のうえ、更新作業等を行うこと。

(イ) 利用者認証

- a 利用者認証については、OS 起動時とシステム利用時の認証をそれぞれ行うこと。ただし、シングルサインオンによる運用が可能な場合などは、甲と乙が協議して決定するものとする。
- b AD サーバーの利用に当たっては、その設定等について甲の指示に従うこと。

(ウ) その他

ログ管理、セキュリティ管理など、情報漏洩対策に必要な機能を備えること。

イ ユーザー情報の管理

(ア) ユーザーID 及びパスワードの管理

- a ユーザー情報を管理できること。
- b ユーザーに係るパスワードについては、管理者権限でも閲覧することができないこと。
- c パスワードの失念時には管理者権限によりこれを初期化できること。
- d パスワードの入力を複数回誤った場合にこれをロックすること。
- e パスワードは3箇月間有効とすること。また、適宜、パスワードを更新できること。

(イ) 閲覧履歴及び操作履歴の取得等

新システムの閲覧又はデータ更新ごとに、少なくとも次の情報をログとして5年間保有すること。また、ログはユーザー情報又は納税義務者若しくは課税客体に係る情報による検索ができること。

- a 閲覧又は更新されたデータの物件コード及び納税者コード
- b 閲覧又は更新した者のユーザーID
- c 閲覧又は更新した日時（時刻については、秒単位まで記録していること。）

(ウ) 操作権限設定

適正に個人情報等を管理するため、次の権限によりデータ更新等の制御を行うこと。また、利用者が所属する部署によって操作できる行政区を制御できること。

- a システム管理者（主にシステム全般を使用し、管理する。）
- b 所属長権限（主に所管課の進捗状況の確認や照合作業のほか、個別の賦課事務を行う。）
- c 係長権限（主に所管係の進捗状況の確認や照合作業のほか、個別の賦課事務を行う。）
- d 担当権限（主に担当する個別の賦課事務や照合作業を行う。）
- e 閲覧用権限（閲覧のみを行う。）

ウ データ出力

(ア) データ出力の機能制限

システムからのデータ出力は原則としてシステム管理者以外は行えないこと。

(イ) 印刷

地図や納税義務者への課税説明に要する資料が各端末から印刷できること。

エ データ入力

(ア) 撮影画像

現地調査において撮影した画像を安全にシステムに取り込んで管理できること。

(イ) 各種図面

地積測量図、家屋平面図など、評価に当たって必要となる資料をシステムに取り込んで管理できること。

(ウ) 税務システムの各種データ

宛名や税額情報等の税務システムで管理しているデータについて、新システムに取り込んで管理できること。

(エ) その他

同時に同様の処理が必要となる対象が多数ある場合などについて、外部からデータを取り込んで一括して処理を行うなど、大量事務の処理に係る正確性及び効率性を担保する機能を有すること。

また、GIS で表示する空中写真や課税客体の描画情報等を適宜取り込み、これを管理できる機能を有すること。

オ 進捗状況の管理

(ア) 処理すべき対象の把握や進捗状況の管理ができること。

(イ) 処理すべき対象の件数が把握できること。

カ その他

(ア) 京都市の通り名による住所表示に対応すること。

(イ) 元号の変更が生じた場合、これに対応すること。

(ウ) 区画整理事業等により町が新たに発生した場合、これに対応すること。

(エ) 税務システムで管理する DV 等支援措置対象者に係るフラグにより画面に注意情報を表示すること。

(オ) 課税、非課税、閉鎖等の台帳表示に当たっては、課税誤りの防止のため、その種別を明確に表示すること。

(カ) 現地調査や窓口説明に用いる帳票を出力できること。

(キ) 甲が撮影した空中写真を年度ごとに表示できること。

(ク) その他、システムの操作に当たり、エラーチェックや入力時のナビゲーションなど、操作の省力化、操作誤りの防止が期待できる機能を有すること。

(2) ホスト連携

ア 概要

甲における固定資産税等の税額計算や計算結果に基づく通知書データの作成等（最大で過去6年度分）は税務システムにより行っているため、新システムにおいて管理する課税客体の評価等に関する情報のうち、税務システムでの税額計算に必要な情報を抽出して既存のファイルフォーマットに変換し、これを外部記録媒体に出力し、これにより税務システムに連携するものとする。

なお、連携後の計算処理等の結果に関するデータ等については、PDF により出力されるため、これを固定資産税等に携わるすべての職員が専用端末で閲覧できるように対応すること。

イ ホストコンピュータ

税務システム及び住民基本台帳等に係る基幹業務のシステムは日本電気株式会社製の ACOS-IVにて稼動し、文字コードは JIPS (E), EBCDIC により管理されており、また、甲が独自に管理している外字が存在するため、乙は可能な限りこれに対応すること。

ウ 税務システムで管理しているファイル項目

税務システムで管理している主なファイル項目は別紙のとおりであり、最低限これらの異動を管理できるよう新システムを構築すること。

エ ファイル連携の運用

現在のホスト連携は主に以下のとおり行っており、原則としてこれに対応する処理を行うこと。

(ア) 例月電算連絡処理

毎月 2 回税務システムへ連携データを出力し、連携している。

(イ) 当初電算連絡処理

毎年 11 月から 3 月までの間に、月に 1 度程度のペースで現行システムから翌年度課税に向けた連携データを出力して、税務システムに連携している。

また、毎年 1 月から 3 月までの連携時については、税務システムの処理後のデータと現行システムのデータのマッチングを行い齟齬のあるデータを抽出している。

オ ホストへ連携するファイルの種類

(ア) 土地

(イ) 家屋

(ウ) 路線価情報

(エ) 共有分割土地

(オ) 税額異動情報（過年度含む。）

(カ) その他、区画整理や評価替えに係る情報

カ ホストから連携するファイルの種類

(ア) 宛名情報

(イ) 納税者コード

(ウ) 課税情報

(エ) 各種エラーリスト (PDF)

(オ) 各種統計リスト (PDF)

(カ) 調定補助リスト (PDF)

(キ) その他入力結果に係るリスト (PDF) 等

(3) 登記済通知データ等の管理機能

ア データ取込

京都地方法務局（伏見出張所及び嵯峨出張所を含む。）から入手した登記済通知データについて、新システムに取り込むこと。

イ 仕分け

登記物件に係る物件所在地コードを特定し、行政区ごとに仕分けできること。ただし、行政区内の学区、町コードを任意に選択し、当該学区、町コードに該当する対象を表示できること。

ウ 沿革台帳とのマッチング、表示

登記物件に該当する沿革台帳を機械処理により特定し、これを関連付けて管理することができること。ただし、機械処理により特定することが困難な場合は、職員の処理によりこれを関連付けることができること。

エ 登記済通知データの検索、表示

登記済通知データを物件所在地で検索し、表示できること。

オ その他

(ア) 登記済通知データについて、従来から運用されている登記済通知書の様式で表示及び印刷できること。

(イ) 外字の表示ができること。

(ウ) 登記種別、原因ごとに任意の行政区、期間の件数を抽出できること。

(4) 土地の沿革に係る台帳機能

ア 概要

土地に対する登記情報、評価情報、所有者情報等を管理する台帳情報であり、所有権移転、分筆、合筆等があってもその変遷が把握できること。

イ 台帳検索（人、物件）

土地を特定するため、以下の方法により台帳を検索できること。

(ア) 所有者氏名による検索

(イ) 納税者コードによる検索

(ウ) 物件コードによる検索

(エ) 所在地による検索

(オ) GISによる検索

ウ 評価情報の管理及び履歴の保持

(ア) 管理すべき評価情報

現行システム及び税務システムが有している別紙の情報のうち、固定資産税等の賦課に当たって必要となる情報（履歴を含む。）を新システムにおいて管理できること。また、これらに異動が生じた場合、これを履歴として管理できること。

(イ) 評価資料の管理

評価に係る資料として甲が必要と認めた現地写真等の画像及び図面等の PDF をその評価情報に紐付けて管理できること。

エ 所有者（納税義務者）の管理及び履歴の保持

税務システムが有している所有者情報のうち、固定資産税等の賦課に当たって必要となる情報を新システムにおいて管理できること。また、これらに異動が生じた場合、これを履歴として管理できること。

オ 非課税及び減免等の情報の管理

土地が非課税又は減免等に該当する場合、又は該当しなくなった場合においても、固定資産税等の賦課に当たって必要な情報として扱い、これを新システムにおいて管理できること。また、これらに異動が生じた場合、これを履歴として管理できること。

なお、非課税及び減免等の情報については、可能な限り、その適用期間等を新システムで管理できること。

カ その他

不動産登記法第14条に係る地図整備事業、換地処分、評価替え（評価見直し対象筆の抽出及び対象筆の評価事項の修正）等に伴い、複数の台帳情報を作成又は異動処理する場合、入力誤りの防止、事務負担の軽減のため、必要となる情報を引用又は一括して入力等ができること。

(5) 家屋の沿革に係る台帳機能

ア 概要

家屋に対する登記情報、評価情報、所有者情報等を構及び棟単位で管理する台帳情報であり、所有権移転、新築、滅失、増築等があってもその変遷が把握できること。

イ 台帳検索（人、物件）

家屋を特定するため、以下の方法により台帳を検索できること。

- (ア) 所有者氏名による検索
- (イ) 納税者コードによる検索
- (ウ) 物件コードによる検索
- (エ) 所在地による検索
- (オ) GISによる検索

ウ 評価情報の管理及び履歴の保持

(ア) 管理すべき評価情報

現行システム及び税務システムが有している別紙の情報のうち、固定資産税等の賦課に当たって必要となる情報（履歴を含む。）を新システムにおいて管理できること。また、これらに異動が生じた場合、これを履歴として管理できること。

(イ) 評価資料の管理

評価に係る資料として甲が必要と認めた現地写真等の画像及び図面等の PDF をその評価情報に紐付けて管理できること。

エ 所有者（納税義務者）の管理及び履歴の保持

税務システムが有している所有者情報のうち、固定資産税等の賦課に当たって必要となる情報を新システムにおいて管理できること。また、これらに異動が生じた場合、これを履歴として管理できること。

オ 非課税及び減免等の情報の管理

家屋が非課税又は減免等に該当する場合、又は該当しなくなった場合においても、固定資産税等の賦課に当たって必要な情報として扱い、これを新システムにおいて管理できること。また、これらに異動が生じた場合、これを履歴として管理できること。

なお、非課税及び減免等の情報については、可能な限り、その適用期間等を新システムで管理できること。

カ その他

区分所有建物の入力、換地処分による変更など、複数の台帳情報を作成又は異動処理する場合において、入力誤りの防止、事務負担の軽減のため、必要となる情報を引用又は一括して入力等できる機能を有すること。

(6) 家屋の異動判読情報の表示機能等

ア 概要

甲においては、毎年、一定の時期に前年度と当年度に撮影した空中写真等の比較によって家屋の経年異動判読を行い、未登記家屋等の調査、把握を行うため、当該異動判読情報について新システムに取り込み、画面表示するなどの対応を行うこと。

イ 画面表示

(ア) 一覧表の表示

異動判読対象となった物件に係る一覧表を表示すること。また、当該一覧表から地図情報が参照できること。

(イ) 地図上の表示

異動が生じたと判定した家屋に係る座標情報等を基に、その対象家屋に対してシンボル等による目印を表示すること。

ウ その他

シンボル等の表示に当たっては、年度ごとの空中写真を同時に表示することができること。

(7) 土地評価機能

ア 概要

固定資産税等の賦課のため、個々の土地に係る地目、地積などの管理、画地計算、評価額計算、路線価計算及び路線価付設を行う機能を有することとし、各情報は年度管理を行うほか、仮計算を行い、これを地図情報として表示してシミュレーションすることができること。

イ 検索

画地又は路線等を特定するため、以下の方法により検索できるものとする。

(ア) 所有者氏名による検索

(イ) 納税者コードによる検索

(ウ) 物件コードによる検索

(エ) 路線番号による検索

(オ) 所在地による検索

(カ) GISによる検索

ウ 地図情報等としての表示機能

(ア) 複数レイヤー及び航空写真の表示、切替え、追加

(イ) 筆情報等の図形等の修正及び作成

(ウ) 筆（所有者氏名を含む。）、路線価及び標準宅地等の評価情報等の表示

(エ) 登記地目及び評価地目等の色別表示

(オ) 合画情報の表示

エ 路線価計算機能

路線価の算出に要する価格形成要因や格差計算のための情報の管理（標準宅地の情報を含む。）や、情報抽出、情報出力ができること。また、路線価計算については、評価替えに伴う対応として仮計算を行い、その計算結果を地図情報に反映させるなどして次期基準年度向けのシミュレーションができること。

オ 路線価情報の管理機能

(ア) 地図への路線図形の表示、路線価の形成要因等の属性情報の入力、編集

(イ) 路線価情報の新設及び修正並びに廃止データの税務システムへの連携

(ウ) 任意の条件に該当する複数の路線価情報の抽出及び出力又は一括修正

カ 画地認定、画地計測、補正率算出機能

(ア) 合筆、分筆、合画及び分離評価

合筆、分筆、合画及び評価分割することができること。

(イ) 間口奥行計測

- a 辺又は任意の2点間を指示することにより画地の間口を計測することができること。
- b 間口から自動的に画地の奥行を計測できること（必要な場合は手動で変更することもできること。）。

(ウ) 想定整形地及び蔭地割合

- a 任意の画地について複数の想定整形地候補を自動的に表示できること。
- b 任意の画地について複数辺の中から正面を選び、以下2つの蔭地割合を算出できること。
 - (a) (想定整形地地積－評価地積) / 想定整形地地積
 - (b) (想定整形地地積－地図地積) / 想定整形地地積

(エ) 所要の補正計測

- a 画地が減価要因範囲（都市計画施設予定地範囲等）と重なりあう部分について、個別及び一括で割合を算出できること。
- b 画地内ののげ地面積等と評価地積及び地図地積の割合を算出できること。

(オ) その他

任意に選択した距離又は面積が自動的に計算されて表示できること。

キ 台帳機能との連携

土地評価機能において作成した情報は、台帳機能等と連携して運用することができること。

(8) 家屋評価機能

ア 概要

固定資産税等の賦課のため、木造家屋及び木造家屋以外の家屋（以下「非木造家屋」という。）の区分に従い、各個の家屋について評点数を算出する機能を有し、その他家屋評価に付随するものとして、進捗管理機能や統計資料作成機能等を備えること。

イ 家屋評価計算機能

- (ア) 部分別評価の方法により、床面積1㎡当たり再建築費評点数（以下「再建築費評点数」という。）を算出できるものであること。ただし、非木造家屋の評価については、資材の施工量が明確な場合及び資材の施工量が不明確な場合のいずれにおいても対応できるものであること。
- (イ) 家屋図の作図機能を有し、描画した家屋図から施工量等を自動で計算できる機能を有すること。ただし、作図については、円弧・斜線などの描画にも対応できるものであること。
- (ウ) 各部分別の補正項目について、補正係数を自動計算又は直接的に入力できる機能を有すること。
- (エ) 家屋図の作図を行わずに再建築費評点数を算出できるものであること。
- (オ) 比準評価の方法により再建築費評点数を算出できるものであること。ただし、比準による再建築費評点数の算出方法については、甲と乙において別途協議して決定するものとする。
- (カ) 増築された家屋の評価にも対応できるものであること。
- (キ) 区分所有家屋について、専有部分、共有部分の面積を設定のうえ、案分計算できる機能を有すること。また、納税義務者単位で、案分計算後の台帳を作成する機能を有すること。
- (ク) 評価漏れ家屋等について、経年減点補正率及び再建築費評点補正率等を利用して評価額計算を行うことができること。

- (ケ) 入力内容のエラーチェック機能やナビゲーション機能など、評価の正確性及び事務の効率性を担保する機能を有すること。
- (コ) 作成した評価計算書及び家屋図について、PDF形式で出力することができること。
なお、出力する帳票については、甲が掲載を求める事項（レイアウト含む。）について対応すること。

ウ 進捗管理機能

- (ア) 甲が作成する建築確認情報について、データ取込できる機能を有すること。
- (イ) 建築状況、現地調査状況等の進捗状況について管理できる機能を有すること。
また、この進捗状況については、グループ又は担当者別に表示・集計することができること。
- (ウ) 現地調査等に係るスケジュールの管理機能を有すること。
- (エ) 調査依頼書などの定型文書の作成・出力機能を有すること。

エ 統計資料作成機能

- (ア) 概要調書作成資料などの統計資料を作成できる機能を有すること。また、統計資料の作成に当たっては、構造や用途などの抽出条件を指定して、対象物件を抽出することができること。
- (イ) 家屋評価計算機能を用いて再建築費評点数を算出した家屋について、減免等の情報を入力する又は税額を仮計算できる機能を有するとともに、減額等の抽出条件を指定して、対象物件を抽出することができること。
- (ウ) 作成した統計データについて、CSV形式で出力することができること。

オ その他、サポート体制等

- (ア) 評価替えについて、無償で新基準に対応すること。評価替えの前年度においては、新基準が確定するまでに時間を要するなど、他年度と比較して評価事務に一定の制約があることを踏まえて、新基準に対応するまでに旧基準により評価した物件について新基準に一括変換する等、評価事務の効率化を意識したサポートを実施すること。
- (イ) 甲が独自に作成した評点項目及び補正項目を用いて評価できるよう、無償で対応すること。
- (ウ) 家屋評価機能に関する専用窓口を設け、甲の職員から直接的に問合せすることを可能とすること。
- (エ) 新システムの家屋評価機能に係るマニュアルを作成すること。
- (オ) 新システムの家屋評価機能の習熟のために、甲が実施する職員研修に対して、研修講師を派遣すること。

カ 台帳機能との連携

家屋評価機能において作成した情報は、台帳機能等と連携して運用することができること。

9 データ移行

(1) データの種類

主に以下に掲げる項目に関するファイルが複数あり、それぞれはユニークで設定されたキーとなる情報で紐付けられるものである。

なお、データ移行に際しては、乙においてこれを紐付け、必要な情報に整理して移行すること。

- ア 標準地情報
- イ 路線価情報
- ウ 土地情報
- エ 地区（地域）情報
- オ 家屋情報（構）
- カ 家屋情報（棟）
- キ 登記情報
- ク 課税情報
- ケ その他の評価及び賦課に当たり必要となる情報

(2) データ整理及び新システムへの取込み

ア 乙は、甲の各種データの構成を把握し、新システムに必要となるデータを特定し、必要となる情報の抽出などを行うこと。

イ 乙は、甲の各種データの文字コード等を変換し、新システムにセットするため、必要となるフォーマット等に変換して新システムに取り込むこと。

(3) データの表示，更新等

取り込んだデータについては、新システムにおいて支障なく利用できるものであること。

(4) その他

ア 税務システム及び現行システムからのデータ出力は、原則として甲により行い、そのまま乙に貸与するものとする。

イ 本運用に利用するデータは、平成 32 年度当初課税用のデータとし、平成 31 年 3 月下旬に確定するものを対象とする。ただし、本運用に際してデータ移行に関する品質を確保するため、事前にテストを行い、円滑に移行すること。

10 稼動時期

(1) テスト運用

平成 31 年夏頃からテストデータを利用して試験稼動を目指すこととする。

(2) 本運用

平成 32 年 4 月 1 日から本運用を開始する。このため、必要となるテストやデータの移行を平成 32 年 3 月下旬までに完了させること。

(3) その他

路線価評価に係るシミュレーション機能（用途地区，状況類似地域・地区，標準宅地，路線価等をシミュレーションできる機能）については、平成 33 基準年度向けの評価替えに係るデータ移行を鑑み、平成 31 年 2 月からの本運用開始を目標とし、システム構築及びテスト等を実施すること。

11 その他

(1) エラーチェック等に係る機能

適正な課税を行うため、GIS 上のデータを含む各種データを総合的に活用し、エラーチェックや不整合なデータを抽出できる機能を有すること。

(2) ファイル共有に係る機能

税務システムでの処理結果に係る PDF 等については、修正や削除されることがない状態ですべての固定資産税等に携わる職員が閲覧できるよう、機能を有すること。

(3) 拡張性

ア 性能の拡張性

- (ア) 将来的な運用を想定し、十分なデータ容量を確保すること。また、必要に応じてストレージ容量を増設できること。
- (イ) 当初課税期間中の繁忙期やバッチ処理を想定し、運用に耐えうる演算装置等を確保すること。
- (ウ) 乙が用意するサーバー等について、適切に保守、メンテナンスされること。また、経年劣化や故障等に伴い、機器を更新する際には、乙の負担によりこれを行うこととし、これに伴い新システムの改修等が必要になる場合も、乙の負担により対応すること。

イ 機能の拡張性

(ア) 法令改正等への対応

固定資産税等については、その法令改正等に伴い、システムが保有する項目の追加や値の変更、計算方法の変更等が生じるため、これに柔軟に対応し、コストが低廉になるよう設計すること。

(イ) 人事異動等への対応

人事異動によるユーザー管理の対応や業務分担の見直し等に迅速、容易に対応できること。

ウ OS 等のバージョンアップ対応

情報セキュリティの観点から、必要に応じて迅速に OS やミドルウェア、ソフトウェアのバージョンアップを行うこと。

(4) システム（データ）の中立性の確保

将来的にはシステムの更改等が必要になることを念頭に、可能な限り特定の技術や製品に依存せず、データの移行等ができること。また、データ出力に要する費用は乙の負担とする。ただし、出力データの加工等が必要となる場合は、甲と乙が協議して決定する。

【宛名ファイル】

1 レコードキー, 2 宛名番号, 3 履歴番号, 4 個人法人区分, 5 宛名種別, 6 住所コード, 7 市外識別サイン, 8 市町村コード, 9 住所文字数, 10 住所, 11 方書, 12 個人法人名, 13 個人本名, 14 個人通名, 15 担当課(特徴), 16 担当課(法市), 17 税理士名, 18 代表者名, 19 補記サイン, 20 個人法人名カナ, 21 個人本名カナ, 22 個人通名カナ, 23 電話番号, 24 電話番号(担当課)特徴, 25 電話番号(担当課)法人, 26 電話番号(税理士), 27 バーコードデータ(全桁), 28 新郵便番号, 29 バーコードデータ(地番等), 30 生年月日, 31 住定日, 32 消除日, 33 在留期間 始, 34 在留期間 終, 35 異動事由, 36 消除事由, 37 補助複写元宛名番号, 38 前経歴宛名番号, 39 後経歴宛名番号, 40 前回住基除票番号, 41 性別, 42 原ファイル区分, 43 住登区分, 44 点字サイン, 45 法人格変換サイン, 46 住基区(ファイル識別), 47 住基除票番号, 48 住基住所番号, 49 住基履歴番号, 50 DVサイン, 51 住民区分, 52 処理課, 53 処理日, 54 異動サイン, 55 個人番号, 56 法人番号

【固定資産税土地ファイル】

1 物件地コード, 2 年度相当, 3 納税者コード, 4 実地番, 5 実地番連絡サイン, 6 代表地番, 7 類似土地, 8 登記名義人, 9 異動サイン, 10 所有権移転サイン, 11 事変記号1, 12 事変記号2, 13 前地記号, 14 異動年次, 15 地目C/H, 16 評価地目, 17 登記地目, 18 用途地区, 19 宗教法人サイン, 20 仮換地サイン, 21 換地処分日, 22 敷地権サイン, 23 画地計算サイン, 24 取得年次, 25 調整サイン, 26 農地区分, 27 適用年度, 28 生産緑地サイン, 29 宅地化農地サイン, 30 38年度価格, 31 評価地積, 32 登記地積, 33 地積相違理由, 34 減免等事項(記号, 割合, 固定分子, 固定分母, 都計分子, 都計分母), 35 住宅用地事項(記号, 割合, 率), 36 小規模住宅用地事項(記号, 戸数, 面積, 割合, 小規模用地率), 37 標準地No.(正面, 側方1, 側方2, 裏), 38 正面路線(路線価NO, 路線価下落率第1年度1, 路線価下落率第2年度1, 路線価下落率第3年度1, 正面非道路サイン, 現基準年度路線価, 奥行率, 補正1, 補正2, 補正3, 補正4), 39 側方1路線(路線価NO, 路線価下落率第1年度2, 路線価下落率第2年度2, 路線価下落率第3年度2, 側方1非道路サイン, 現基準年度路線価, 奥行率, 加算率, 補正1, 補正2, 補正3, 補正4), 40 側方2路線(路線価NO, 路線価下落率第1年度3, 路線価下落率第2年度3, 路線価下落率第3年度3, 側方2非道路サイン, 現基準年度路線価, 奥行率, 加算率, 補正1, 補正2, 補正3, 補正4), 41 裏路線(路線価NO, 路線価下落率第1年度4, 路線価下落率第2年度4, 路線価下落率第3年度4, 裏非道路サイン, 現基準年度路線価, 奥行率, 加算率, 補正1, 補正2, 補正3, 補正4), 42 基本比準地(標準地No.1, 比準地目1, 比準地目2, 標準地No.2, 砂防指定地サイン, 現基準年度評点, 補正割合, 接地割合, 造成費記号, 比準条件①, 比準条件②, 比準条件③, 補正率④, 補正率⑤, 砂防地⑥, 限定宅地等(限定等サイン, 非補正部分割合), 市街化調整区域内補正率), 43 第2比準地(標準地No.1, 比準地目, 標準地No.2, 現基準年度評点, 補正割合, 接地割合, 造成費記号), 44 第3比準地(標準地No.1, 比準地目, 標準地No.2, 現基準年度評点, 補正割合, 接地割合, 造成費記号), 45 第4比準地(標準地No.1, 比準地目, 標準地No.2, 現基準年度評点, 補正割合, 接地割合, 造成費記号), 46 第5(宅地)比準地(標準地No.1, 標準地No.2, 宅地割合, 現基準年度評点, 補正1, 補正2, 補正3, 高架下サイン), 47 宅地比準路線(路線価下落率第1年度5, 路線価下落率第2年度5, 路線価下落率第3年度5, 宅地比準細街路サイン), 48 画地計算標準地NO(正面, 側方1, 側方2, 裏), 49 画地計算路線価NO(正面, 側方1, 側方2, 裏), 50 準角地サイン(側方1), 51 準角地サイン(側方2), 52 裏路

線地目, 53 奥行距離 (正面, 側方 1, 側方 2, 裏), 54 間口距離 (正面, 側方 1, 側方 2, 裏, 想定整形地), 55 路地状敷地サイン, 56 都計外雑種地サイン, 57 単独利用困難サイン, 58 不整形地率, 59 不整形地サイン, 60 無道路地補正 (表地奥行距離, 通路開設補正率, 無道路地補正率, 区分), 61 宅地外補正 (比準率, 均衡補正), 62 既存宅地等 (既存等サイン, 非補正部分割合 (画地)), 63 景観減価区分, 64 リスク (サイン, 該当割合), 65 宅化規制, 66 造成費, 67 崖地補正, 68 高圧線補正, 69 鉄道下補正, 70 水路補正, 71 段差補正 (距離, 区分), 72 その他正面, 73 その他側方 1, 74 その他側方 2, 75 その他裏, 76 その他全体, 77 建築規制補正, 78 都市計画予定, 79 規模, 80 合地地積, 81 合地地積 (再定義), 82 合地地積 S, 83 市街化調区内補正 (側方 1), 84 市街化調区内補正 (側方 2), 85 市街化調区内補正 (裏), 86 負担水準 (固定小規模), 87 負担水準 (固定住宅), 88 負担水準 (非住宅), 89 負担水準 (非住宅農並), 90 負担水準 (都計小規模), 91 負担水準 (都計住宅), 92 負担水準 (都計非住宅), 93 負担水準 (都計非住宅農並), 94 単位当評点, 95 63 年度評価額, 96 03 年度評価額, 97 06 年度評価額, 98 09 年度評価額, 99 10 年度評価額, 100 11 年度評価額, 101 12 年度評価額, 102 13 年度評価額, 103 14 年度評価額, 104 15 年度評価額, 105 16 年度評価額, 106 17 年度評価額, 107 18 年度評価額, 108 19 年度評価額, 109 20 年度評価額, 110 21 年度評価額, 111 22 年度評価額, 112 23 年度評価額, 113 24 年度評価額, 114 25 年度評価額, 115 26 年度評価額, 116 27 年度評価額, 117 28 年度評価額, 118 前年度評価額, 119 現年度評価額, 120 前基準第 3 年度課税標準額 (固定資産税 (小規模), 固定資産税 (住宅), 固定資産税 (非住宅), 固定資産税 (宅地並), 固定資産税 (農地並), 都市計画税 (小規模) 都市計画税 (住宅), 都市計画税 (非住宅), 都市計画税 (宅地並), 都市計画税 (農地並), 121 前年度課税標準額 (固定資産税 (小規模), 固定資産税 (住宅), 固定資産税 (非住宅), 固定資産税 (宅地並), 固定資産税 (農地並), 都市計画税 (小規模) 都市計画税 (住宅), 都市計画税 (非住宅), 都市計画税 (宅地並), 都市計画税 (農地並), 122 当年度課税標準額 (固定資産税 (小規模), 固定資産税 (住宅), 固定資産税 (非住宅), 固定資産税 (宅地並), 固定資産税 (農地並), 都市計画税 (小規模) 都市計画税 (住宅), 都市計画税 (非住宅), 都市計画税 (宅地並), 都市計画税 (農地並), 123 特例前課税標準額 (固定資産税, 都市計画税 (宅地並)), 124 エラー, 125 C/C, 126 名義補記サイン, 127 コントロールホール, 128 固定軽減後限度額, 129 都計軽減後限度額, 130 小規模到達 S 固定, 131 住宅 到達 S 固定, 132 非住宅到達 S 固定, 133 小規模到達 S 都計, 134 住宅 到達 S 都計, 135 非住宅到達 S 都計, 136 当初差替時異動サイン, 137 価格下落率, 138 単位当価格, 139 路線価下落サイン

【固定資産税家屋ファイル】

1 レコードキー, 2 物件地コード, 3 納税者コード, 4 所在地, 5 実家屋番号, 6 実家屋番号連絡サイン, 7 登記名義人, 8 登記名義人補記サイン, 9 建物番号, 10 戸番, 11 登記床面積, 12 床面積相違理由, 13 敷地権サイン, 14 構異動サイン, 15 構事変サイン, 16 構異動のみの連絡年月, 17 構に対する異動年月, 18 市評価サイン, 19 チェックコード, 20 棟 NO, 21 棟異動サイン, 22 事変サイン, 23 異動年月, 24 調整サイン, 25 化プ, 26 所在地サイン, 27 需給補正率, 28 免税点サイン, 29 比準評価サイン, 30 評価区分, 31 木・非木サイン, 32 分離課税サイン, 33 宗教法人サイン, 34 住宅戸数, 35 種類, 36 種類詳細, 37 構造, 38 主体, 39 屋根, 40 階数, 41 その他, 42 建築年, 43 実建年, 44 評価床面積, 45 1 階, 46 1 階以外, 47 合計, 48 単位当評点数, 49 損耗補正率, 50 減免等事項, 51 記号, 52 割合, 53 固定分子分母, 54 都計分子分母, 55 適用年数, 56 前基準年度決定価格, 57 現基準年度評価額, 58 決定価格,

59 特例後課税標準額, 60 固定資産税, 61 都市計画税, 62 新築減免終了サイン, 63 エラーサイン, 64 前回構異動のみの異動年月, 65 前回異動年月, 66 機械作成構異動データサイン

【固定資産税共有土地ファイル】

1 レコードキー, 2 家屋物件地コード, 3 土地物件地コード, 4 納税者コード, 5 共有者個人区分, 6 チェックコード, 7 異動サイン, 8 明細, 9 実家屋番号, 10 家屋なしサイン, 11 所在地コード, 12 筆数, 13 底地納税者コード, 14 持ち分, 15 家屋敷地権サイン, 16 補正割合①, 17 補正割合②, 18 補正割合③, 19 補正割合④, 20 減免事項 (記号, 割合, 固定分子, 固定分母, 都計分子, 都計分母), 21 敷地権サイン, 22 エラーサイン, 23 年度相当

【固定資産税税額ファイル】

1 物件区, 2 納税者コード, 3 チェックコード, 4 減免サイン, 5 猶予サイン, 6 土地有無, 7 家屋有無, 8 総括S, 9 減免取り消しS, 10 異動年次, 11 年度相当, 12 異動サイン, 13 土地課税標準額 (固定課免前課標, 固定課免相当課標, 固定課免後課標, 都計課免前課標, 都計課免相当課標, 都計課免後課標), 14 共有土地課税標準額 (固定課免前課標, 固定課免相当課標, 固定課免後課標, 都計課免前課標, 都計課免相当課標, 都計課免後課標), 15 家屋課税標準額 (固定課免前課標, 固定課免相当課標, 固定課免後課標, 都計課免前課標, 都計課免相当課標, 都計課免後課標), 16 一般分税額 (固定減免相当税額, 固定減免免除猶予後税額, 都計減免相当税額, 都計減免免除猶予後税額), 17 共有分税額 (固定減免相当税額, 固定減免後税額, 都計減免相当税額, 都計減免後税額), 18 徴収猶予税額 (固定資産税, 都市計画税), 19 免除分税額 (固定資産税, 都市計画税), 20 生産緑地減額分税額 (固定資産税, 都市計画税), 21 年税額 (宅地並) (固定資産税, 都市計画税, 合計), 22 期割税額 (第1期税額, 第2期税額, 第3期税額, 第4期税額), 23 随時分調定月, 24 随時分税額, 25 更正随時調定月, 26 更正随時税額, 27 両年度期間過年度税額4月調定分税額, 28 両年度期間過年度税額5月調定分税額, 29 過年度調定額合計, 30 手計算サイン1, 31 手計算サイン2, 32 機械計算年税額, 33 免税点以下土地課標 (宅並) (固定資産税課標, 都市計画税課標), 34 免税点以下家屋課標 (固定資産税課標, 都市計画税課標), 35 特例相当課標 (固定土地課標, 固定家屋課標, 都計土地課標, 都計家屋課標), 36 手計算減免コード, 37 手計算減免相当税額1 (固定一般分, 固定共有分, 都計一般分, 都計共有分), 38 手計算減免相当税額2 (固定一般分, 固定共有分, 都計一般分, 都計共有分), 39 手計算減免相当税額3 (固定一般分, 固定共有分, 都計一般分, 都計共有分), 40 機械計算減免相当税額 (固定一般分, 固定共有分, 都計一般分, 都計共有分), 41 法律上土地都計課標課免前, 42 法律上土地都計課標課免相当, 43 法律上土地都計課標課免後, 44 法律上共有都計課標課免前, 45 法律上共有都計課標課免相当, 46 法律上共有都計課標課免後, 47 都計一般減額税額, 48 都計共有減額税額